

宇和島市事前復興まちづくり計画策定支援業務委託仕様書

1 趣旨

近い将来発生が予見される南海トラフ巨大地震等の自然災害による被害の軽減を図るとともに、発災後の復興を適切かつ迅速、円滑に実施するための「宇和島市事前復興まちづくり計画」の策定にあたり、宇和島市事前復興まちづくり計画策定支援業務(以下「本業務」という。)の委託に係る仕様等について、必要な事項を定めるものとする。

2 業務名

宇和島市事前復興まちづくり計画策定支援業務

3 履行期間

契約締結の日から令和9年2月19日まで

4 対象地域

宇和島市全域

5 管理技術者等

受注者は、本業務の技術者として次のとおり管理技術者等を配置しなければならない。

なお、管理技術者及び主たる担当技術者は、本業務完了までの間、やむを得ない場合を除き変更できないものとする。

(1) 管理技術者

①管理技術者は、下記のいずれかの資格を有する者とする。

技術士(総合技術監理部門：建設―都市及び地方計画)

技術士(建設部門：都市及び地方計画)

RCCM(都市及び地方計画)

②管理技術者は、下記に示す同種又は類似業務に従事した経験を有すること。

同種：事前復興計画策定業務又は復興計画策定業務

類似：地域防災計画策定業務

(2) 主たる担当技術者

担当技術者は、同種又は類似業務に従事した経験を有すること。

同種：事前復興計画策定業務又は復興計画策定業務

類似：地域防災計画策定業務

6 業務内容

本業務の内容は、次のとおりとする。ただし、最低限の内容を示すものであって、企画提案等の内容、市及び受託者との協議等によって、業務の内容及び仕様等を変更することがある。

(1) 計画準備

- ①本業務を円滑に実施するため、必要な情報、資料等を収集及び整理する。
- ②実施方針や作業工程を整理し、全体スケジュールを作成するとともに、必要な作業体制をとる。

(2) 関連する計画や施策等との整合性及び整理

宇和島市総合計画、宇和島市事前復興計画、南海トラフ地震えひめ事前復興推進指針等の関連する計画等と整合性を図るための整理とあわせて、関連する施策や留意すべき事項等について検討する。

(3) 地域ワークショップ(以下「地域WS」という。)の運営支援

- ①「宇和島市事前復興計画」にて設定している10のモデル地区より、モデル地区を年間3つ以上選定し、2年間で7つのモデル地区の復興まちづくり等の検討を行う地域WSの開催及び運営支援を行う。

※モデル地区は策定済の「宇和島市街地」、「遊子地域」、「津島中心部」を除く地域から選定する。

- ②地域WSは、各地域で4回程度開催し、幅広い世代の住民の参画が得られるよう、ファシリテーターとして外部機関の参画を得るなど、効果的な地域WSとなるよう検討する。

(4) 事前復興まちづくり計画の作成

- ①「宇和島市事前復興計画」に基づき、(3)のモデル地区を対象とした「事前復興まちづくり計画」の素案を作成する。
- ②その内容は、大規模な災害が想定され、復興に当たり面的な整備が必要となる地域や集落を対象に作成する。

(5) 職員研修等の実施の支援

- ①事前復興計画に関する職員の意識の醸成と啓発を図るための職員研修を実施する。
- ②職員研修は、宇和島市事前復興計画「復興プロセス編」に基づき、講習会および図上訓練を各2回程度実施する。
- ③研修の実施方法について、研修対象者に応じた実施体制、実施内容、実施回数とするなど、効果的な研修の実施について検討及び支援する。

(6) 庁内検討会議、職員プロジェクト会議の開催及び運営支援

- ①各会議における各種検討事項の整理及び会議の開催及び運営支援を行う。

(7) 宇和島市事前復興計画策定委員会(以下「委員会」という。)の運営支援

- ①庁内検討会議（職員プロジェクト会議を含む）及び地域WSにおける議論

とあわせて、関係機関や学識者、地域の代表等が参画した委員会の開催及び運営支援を行う。

②委員会は、年1回程度開催し、より効果的な委員会となるよう開催内容を検討及び支援する。

(8) 防災教育等の協力・支援

本市が本業務に関連して実施する「宇和島市防災・事前復興教育プロジェクト～小・中学校の事前復興教育カリキュラムの構築～」に対し、協力・支援を行う。

(9) 協議記録の作成及び提出

①上記の各種会議等の協議記録を作成し、提出すること。

②協議記録の作成及び提出は、次の内容及び回数を基本とするが、各種会議の開催状況等によっては、この限りではない。

ア 初回打ち合わせ 1回

イ 中間打ち合わせ 5回

ウ 最終打ち合わせ 1回

7 成果品

業務完了報告書とあわせて、次のとおり成果品を提出すること。

①宇和島市事前復興まちづくり計画 A4冊子 各20部

②上記①の電子データ 一式

③各種会議の議事録・記録等 一式

8 その他

(1) 本業務は、宇和島市契約規則(平成17年宇和島市規則第56号)に基づき、契約を履行する。

(2) 受託者は、本業務を円滑に遂行するために、逐次、担当者と打ち合わせを行わなければならない。

(3) 本仕様書に記載されていない事項であっても、本業務遂行上必要と認められるものについては、担当者と協議のうえ決定すること。

(4) 本業務には、十分な経験と知識を有する者の配置により行うこと。

(5) 受託者は、本業務の遂行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

(6) 受託者は、本業務の遂行上個人情報を取り扱う場合は、宇和島市個人情報保護条例(平成17年宇和島市条例第11号)、その他の関係法令等を遵守し、適正に取り扱うこと。

(7) 本業務の成果品等の所有権及びすべての著作権は、成果品とともにすべて宇和島市に帰属する。

(8) 本業務完了後、受託者の責めに帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに担当者が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とすること。

- (9) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、宇和島市及び受託者が協議のうえ定めるものとする。